

第 4 9 号 議 案

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、谷中区民館の位置を改める等のため提出します。

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立区民館条例（昭和48年6月台東区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表1 東京都台東区立谷中区民館の項中「東京都台東区谷中二丁目9番21号」を「東京都台東区谷中五丁目6番5号」に改める。

別表2（9）谷中区民館の部中

「

第1集会室	1,200円	4,800円	1,600円	6,400円	1,700円	6,800円	2,200円	8,800円	4,500円	18,000円	5,000円	20,000円
第2集会室	1,200円	4,800円	1,600円	6,400円	1,700円	6,800円	2,200円	8,800円	4,500円	18,000円	5,000円	20,000円

」

を

「

多目的ホール	3,300円	13,200円	4,000円	16,000円	4,600円	16,400円	6,100円	21,700円	11,900円	45,600円	12,800円	49,300円
第1集会室	1,200円	4,800円	1,600円	6,400円	1,700円	6,800円	2,200円	8,800円	4,500円	18,000円	5,000円	20,000円
第2集会室	1,200円	4,800円	1,600円	6,400円	1,700円	6,800円	2,200円	8,800円	4,500円	18,000円	5,000円	20,000円
第3集会室	1,200円	4,800円	1,600円	6,400円	1,700円	6,800円	2,200円	8,800円	4,500円	18,000円	5,000円	20,000円
第1集会室及び第2集会室	1,800円	7,200円	2,400円	9,600円	2,500円	10,000円	3,300円	13,200円	6,700円	26,800円	7,500円	30,000円
第2集会室及び第3集会室	2,200円	8,800円	2,700円	10,800円	3,100円	11,100円	4,100円	14,600円	8,000円	30,700円	8,600円	33,100円

第1 集会 室、 第2 集会 室及 び第 3集 会室	3,300 円	13,20 0円	4,000 円	16,00 0円	4,600 円	16,40 0円	6,100 円	21,70 0円	11,90 0円	45,60 0円	12,80 0円	49,30 0円
第4 集会 室	1,200 円	4,800 円	1,600 円	6,400 円	1,700 円	6,800 円	2,200 円	8,800 円	4,500 円	18,00 0円	5,000 円	20,00 0円
調理 室	1,200 円	4,800 円	1,600 円	6,400 円	1,700 円	6,800 円	2,200 円	8,800 円	4,500 円	18,00 0円	5,000 円	20,00 0円

」

に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 東京都台東区立谷中区民館の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。